

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 26 年 6 月 2 日現在

機関番号：17102

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2012～2013

課題番号：24730106

研究課題名(和文) 人格情報の付加価値産出利益の帰属先 - 死者の肖像の利益保護を手掛かりに -

研究課題名(英文) The nationality of the value-added production profit of the personality information

研究代表者

安東 奈穂子 (Ando, Nahoko)

九州大学・法学(政治学)研究科(研究院)・専門研究員

研究者番号：50380655

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 1,000,000円、(間接経費) 300,000円

研究成果の概要(和文)：パブリシティ権は氏名や肖像といった人格情報の経済的な側面を保護する権利である。本研究は、明文の規定のないパブリシティ権の認知過程を整理し、黎明期、成長前期、成長後期に区分したうえ、今後は発展期に入ることを明らかにした。また、認知過程の分析から、パブリシティ権の人格権でもあり知的財産権でもある性質を踏まえ、支分権化を提案した。これにより、パブリシティ権の一部は本人の死後も存続する余地が残され、本人以外で情報に付加価値を付けた者が、当該情報から産み出される利益の帰属先になる可能性も生ずる。パブリシティ権をとおし、人格情報で、かつ経済的価値のある情報(知的財産)の保護の在り方を示すことができた。

研究成果の概要(英文)：The right of publicity is the right to protect the economical side of the personal information such as the name and the portrait. This research clarified cognitive processes of the right of publicity there is no provision expressly. The right of publicity is personal rights, and also intellectual property rights. Therefore, I suggested that the right should be divided. As a result, a part of the right of publicity can continue postmortem of the person. If it does not limit to the person in question, and the person put the additional value on information, oneself might be able to make the profit that information concerned gives belong. By considering the right of publicity, it could present a way of protecting information having personal value and economical value (Intellectual Property).

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：法学・新領域法学

キーワード：パブリシティ権の認知過程 パブリシティ権の最高裁判決 人格権由来のパブリシティ権 パブリシティ権の支分権化 実演家の人格情報の保護 人格に関連する知的財産に対する意思コントロール (知的)財産権と人格権との交錯 死者の請求権の相続性

1. 研究開始当初の背景

(1) 情報には、明文の規定を持たず、人格と結びつくために法的性質が不透明な「肖像」が含まれる。肖像とは、人の容貌や姿態などを写しとった絵や写真、彫刻などのことである。肖像に対する法的保護は、最大判昭44・12・24「京都府学連事件」をはじめ、最近でも、最判平17・11・10「和歌山毒物カレー事件」で肖像権が実質的に認められている。肖像の営利的利用に関するパブリシティ権についても、東京地判昭51・6・29「マークレスター事件」を嚆矢とし、「おニャン子クラブ事件」(東京高判平3・9・16)を経て学説や判例で定着している(「ブブカスペシャル7事件」(東京高判平18・4・26)ほか)。

(2) その反面、人が自己の肖像に対して持っている権利が“いかなる法的性質を有しているのか”(パブリシティ権は人格権か財産権か)については、学説も判例も詰めきれず、統一した方向性を示すに至っていない。この議論は、権利が差止請求の根拠となるか、死後も存続するか、譲渡が可能か(譲渡が可能ならば、芸能プロダクションの当事者適格も認めうる)など、権利の主たる機能を左右するもので、肖像の法的保護のありかたに深くかかわる。さらに、無断利用の抑止、デジタルコンテンツ利用に絡む権利処理、契約交渉のカードとして権利が果たす役割も注視すれば、肖像に関する権利の本質を明らかにする必要性及び意義は大きい。

2. 研究の目的

(1) 本研究課題の申請時は、パブリシティ権(肖像という人格情報の経済的側面を保護する権利)の法的性質について、裁判所の判断は一貫していなかった。そこで、権利(または利益)ありきの生者の肖像ではなく、あえて死者の肖像に着目することによって、判例の数は少ないものの、死者の肖像の人格的な価値(死後も拒絶した方法で利用されない意思決定性)と、経済的な価値(有名人なら死後も金銭を生み出す財産性)について、そもそも法的に保護すべき利益か、保護するならいかにすべきかを根本から問い、肖像権やパブリシティ権の法的性質、及び死後に生み出される利益の正当な帰属先を探求することを目的とした。

(2) 一方、本研究課題の申請後、パブリシティ権について、最高裁が初めて認め、人格権に由来する権利とした画期的な判決(最判平24年2月2日民集66巻2号89頁「ピンク・レディー事件・上告審」)が出たことから、最高裁の「人格権に由来」との言葉をどのように解するか(厳密な意味で純粋な人格権か、いまだ何らかの形で財産権も含みうるのか)という論点が急浮上するに至った。このように、パブリシティ権が大きな節目を迎えたことを受け、当初の計画にプラスして優先的に、

本最高裁判決の注目すべき論点、パブリシティ権の認知過程における意義、及び人格情報の保護をめぐる今後への示唆を考察することを目的とした。

3. 研究の方法

(1) まず、肖像(肖像権、パブリシティ権)、氏名(氏名権)、名誉(名誉権)、プライバシー(プライバシー権)に関連した判例を洗い出し、要旨、権利・利益及び法的性質、引用判例、侵害の判断基準、差止請求の根拠などを抜き出したうえで、年表を作って、項目ごとに経緯を明らかにし、裁判所の考え方の継承及び変化と区切り、判例相互間の影響の授受の程度などを調査し分析した。また、こうした判例の動向と並行して、学説の推移についても検討をくわえた。

(2) 次に、本研究課題の申請後に出た最高裁判決(「ピンク・レディー事件・上告審」)について、本判決が最高裁として初めてパブリシティ権を認めたこと、及びパブリシティ権を人格権に由来する権利と述べたことを踏まえ、本判決の論点(たとえば、最高裁の「人格権に由来」との指摘をいかに解するか)、パブリシティ権の認知過程における意義、及び人格情報の保護をめぐる今後への示唆を考察した。

(3) 一連の作業により、とくにパブリシティ権について、これまであまり言及されてこなかったが、その認知過程は、黎明期、成長前期、成長後期に区分することができ、先の最高裁判決及び判例全体の流れからも、今後は発展期へとステージが移っていくとの結論に基づき、権利の将来像を模索した。具体的方法として、実務の取り扱いの現状(たとえば、芸能プロダクションを通じた集中管理の果たす機能)、人格情報を保護するその他の権利(氏名権や肖像権、プライバシー権や人格権)の判例と学説の動向、パブリシティ権誕生の地であるアメリカでの権利の歩みや保護のされ方を中心に明らかにし、考慮にくわえた。

(4) さらに、人格情報の法的保護をめくっては、各国の歴史や法意識、土地柄(アメリカなら、州の中心産業が何かなど)も関わることを示し、日本が諸外国には無いような独自の歴史や現状の有ること(肖像権の誕生背景、いまだ人格情報を保護する権利について明文の規定を持たないことなど)を浮き彫りにし、パブリシティ権の法的性質は、人格権と(知的)財産権の立体的に重なり合う部分に位置付けるとしたうえで、私案として提唱する“パブリシティ権の支分権化”(「情報価値コントロールの意思決定に対する権利」と「情報価値産出利益の帰属先に対する権利」)を根拠づけた。

4. 研究成果

(1) パブリシティ権の認知過程

本研究では、パブリシティ権の認知過程について、これまでの判例を節目ごとに整理し、パブリシティ権がどのように形作られてきたかを解明した。具体的には、まず、黎明期（昭和51年から平成元年まで）：パブリシティ権の嚆矢（「マーク・レスター事件」など）、成長前期（平成元年から平成16年まで）：パブリシティ権の法的性質と物のパブリシティ権（「おニャン子クラブ事件」、「ギャロップレーサー事件」など）、成長後期（平成16年から現在まで）：侵害判断基準と典型的な類型（「ブブカスペシャル7事件」、「ピンク・レディー事件」など）に区分した。

そのうえで、一連の流れ、すなわち、氏名や肖像には、勝手な撮影や公表から保護される人格的利益のほか、顧客吸引力を排他的に利用して得る経済的利益のあることが認識された黎明期から、その侵害の差止めの根拠を人格権が財産権に求めるかでパブリシティ権の法的性質をめぐる議論が表面化し、物にもパブリシティ権を認めるかの判断では人格との結びつきが確認された成長前期、出版物への利用ケースで示された幾つかの侵害判断基準から主に「専ら基準」が用いられるようになり、最高裁がそれに典型的な三類型を加えるとともにパブリシティ権は人格権に由来すると述べるに至った経緯を、パブリシティ権の周辺にある権利（氏名権や肖像権、人格権など）とも照らし合わせながら明らかにした。

かつてこのようにパブリシティ権の認知過程を明確に分けたうえ、各期間の判例の特徴や傾向、時代背景などに言及するものはほとんどなかった。

(2) 最高裁判決の意義及び検証

本研究課題の申請後の最高裁判決（最判平24年2月2日民集66巻2号89頁「ピンク・レディー事件・上告審」）について、その意義を、(一)法律に明記されていないパブリシティ権を最高裁として初めて法的に保護される権利として位置付けたこと、(二)パブリシティ権を人格権に由来する権利と述べたこと、(三)パブリシティ権侵害にあたる三類型を具体的に示したことだと指摘した。

一方で、確かに最高裁は、パブリシティ権を「顧客吸引力を排他的に利用する権利」と定義し、「肖像等それ自体の商業的価値に基づくものであるから、上記の人格権に由来する権利の一内容を構成するものということが出来る」と述べたものの、注意深く読んでみると、人格権に“由来する”であるとか、“一内容”といった言葉から、パブリシティ権を人格権そのもの（純粋な人格権）とは断言していないとも解しうる。そこで、最高裁が、パブリシティ権を、人格権に由来するところの、肖像等のみだりに利用されない権利に包摂されると解しているのか、それとも、

ある程度独立していると捉えているのか検証した。

まず、肖像等のみだりに利用されない権利に触れて本判決で引用される『フォーカス』法廷内隠し撮り事件・上告審（最判平17年11月10日民集59巻9号2428頁）と侵害の判断基準を比較してみると、『フォーカス』法廷内隠し撮り事件・上告審が“総合考慮”であるのに対し、本判決は“専ら基準+典型的三類型”という、別の、より限定的で明確な基準を採用していることが分かった。これを踏まえれば、パブリシティ権は、人格権に由来するが、肖像等のみだりに利用されない権利（いわゆる肖像権や氏名権）からはある程度独立していると考えらるべきである。

次に、本判決と「ギャロップレーサー事件・上告審」（最判平16年2月13日民集58巻2号311頁）では、両者、顧客吸引力を有した経済的価値ある情報（いわゆる知的財産）で、明確な根拠規定を欠く点も共通しながら、不法行為法による保護については、前者が肯定的なのに対し後者は否定的である。不法行為法は、「桃中軒雲右衛門事件」（大判大3年7月4日刑録20輯1360頁）から「大学湯事件」（大判大14年11月28日民集4巻12号670頁）の過程を経て、知的財産といえるものでありながら、（現行の）知的財産権関係の各法律では保護されない情報を保護してきた。本判決が不法行為法による保護に前向きなのは、当該情報が、知的財産として、知的財産法の観点から見た場合でも保護することが望ましいと解するからであり、そのことは、本判決が、知的財産法が侵害要件を明確にしているように、“総合考慮”よりも限定的で明確な“専ら基準+典型的三類型”を採用したことにも表れている。

(3) パブリシティ権の法的性質と支分権化

パブリシティ権の認知過程、くわえて最高裁判決の意義及び検証から、パブリシティ権の法的位置付けは、人格権寄りでありながらも、（知的）財産権と密着していると捉えうる。権利関係を立体的に把握するならば、人格権と（知的）財産権の重なり合う部分に位置付けられる。

パブリシティ権は、このたびの最高裁判決によって大きな節目を迎え、これから権利は発展期へと移っていくものと考えられる。権利の将来像は、前述したパブリシティ権の法的性質、すなわち、人格権を淵源としたうえ、“肖像等のみだりに利用されない権利”からある程度独立を保ち、経済的価値ある情報（いわゆる知的財産）としての性格に配慮したものでなければならない。ゆえに、パブリシティ権の支分権化 - “情報価値コントロールの意思決定に対する権利”（情報価値ある自らの人格的属性を、自らの意思で主体的にコントロールする）と、“情報価値産出利益の帰属先に対する権利”（氏名や肖像の経

済的な価値から生ずる利益を享受する権利)
- を提唱した。

(4) 人格情報の付加価値産出利益の帰属先
前述のようにパブリシティ権を支分権化したならば、人格権の法的性質から、本人の生存中は、二つの権利を切り離すことは難しく、あくまで付加価値産出利益の帰属先は本人であるが、一方、死亡後は、“情報価値コントロールの意思決定に対する権利”は消滅し、“情報価値産出利益の帰属先に対する権利”のみ存続して、こちらは譲渡や相続の対象となりうると解せる余地も生まれる。

たとえば芸能人の場合、デビュー前の肖像を原情報とすれば、それに本人の努力だけでなく、芸能プロダクションの投資やマネジメントが加わることにより、経済的な価値が増大した情報、副次的情報が創り出される。こうした現状から、芸能プロダクションも何らかの法的根拠が欲しいところ、本研究で示したパブリシティ権の支分権化の試みは、少なからずインパクトを与えるものとなる。

(5) 今後の展望

前述のようにパブリシティ権を支分権化した場合の、譲渡、相続、死後の存続期間、死後の差止めなどを考察するには、パブリシティ権の人格権性をどの程度までどのように認めていくべきかについて、たとえば、死者の権利保護の視点(死者の名誉や人格権、死者の慰謝料請求権の相続、一身専属性の再考)等から、さらに検討しなければならない。

また、かつては、自らの人格情報の利用に対し、ほとんど“拒絶”の方向性だったが、今は、ホームページやブログ、ツイッターなどを見ても、芸能人にかぎらず一般人でも、自らの氏名や肖像を利用して自己の実現を図っている。このように、誰もが、自らの氏名や肖像を介し、人格の自由な発展を目指して、さまざまな方向性と手段をとることが可能となったなか、パブリシティ権をはじめとした人格情報にまつわる権利は、“他人からされない”といった禁止的・消極的な内容もさることながら、“自らがする”といった積極的な利活用に対する意思決定も含んでこそ、個人の尊厳と自律に寄与しうると考える。

さらに、本研究で明らかにしたとおり、パブリシティ権は人格と財産のはざまにあることから、その権利の動向は、人格情報として接する氏名権や肖像権だけでなく、経済的価値ある情報(いわゆる知的財産)として接する著作権など、知的財産法で保護されている人格と結び付きの深い情報(著作物や実演)にも少なからず波及するものと思われる。知的財産権に隣接もしくは重なっているパブリシティ権が、先の最高裁で人格権由来とされ、本人の人格や意思と切り離しがたいとされたことは、人格に関連ある知的財産の法的保護のありかたに影響しよう。

人格に関連ある知的財産は、人格の側面で個人(創作者)と、知的財産(情報)の側面で社会と関わっている。日本社会のような、一定の物質的豊かさを獲得した社会において、人々の関心は、自らの意思決定が尊重されているか、自分自身が納得することができたかといった、精神面の充足へと移っている。自己の人格と結びついた情報に対するコントロールの欲求も一段と強まると予想される。ならば、個人の幸福(経済的利益にくわえ、意思決定を反映できる満足や納得といった精神的利益)と社会全体の幸福(情報の利活用による社会全体の活性化、付加価値の創出、知的財産創造サイクル)のバランス、すなわち人格の尊重と知的財産法の折り合いを考える必要性は今後いっそう高まる。

よって、これからは、本研究で明らかにした、人格情報が有する経済的な側面の法的保護のありかたを基礎とし、対象とする情報の範囲を広げ、“人”、“情報”、“社会”のかかりについて、さらに多角的な視点から研究を重ねていきたい。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計 2 件)

安東 奈穂子、「ピンク・レディー最高裁判決とパブリシティ権 - 知的財産権の周辺にある権利の動向 - 」、知財管理、Vol.63 No.3、326~335、査読有、2013
安東 奈穂子、「パブリシティ権の認知過程と将来展望 - 氏名・肖像の経済的な側面の保護をめぐる - 」、九州法学会会報、2013号、43~47、査読無、2013
http://ci.nii.ac.jp/els/110009688015.pdf?id=ART0010172118&type=pdf&lang=jp&host=cinii&order_no=&ppv_type=0&lang_sw=&no=1401473398&cp=

〔学会発表〕(計 1 件)

安東 奈穂子、パブリシティ権の認知過程と将来展望 - 氏名・肖像の経済的な側面の保護をめぐる - 、九州法学会、2013年6月29日~2013年6月30日、第118回学術大会(沖縄大学)

〔図書〕(計 1 件)

棚野正士ほか、勁草書房、『実演家概論 - 権利の発展と未来への道』、2013、135~157(安東 奈穂子「実演家のパブリシティ権」第2部第3章)

6. 研究組織

(1) 研究代表者

安東 奈穂子 (ANDO, Nahoko)
九州大学・法学(政治学)研究科(研究院)・
専門研究員
研究者番号: 50380655